第２号様式

確　　　約　　　書

令和　　年　　月　　日付通知の貴土地改良区内　　　　　町　　　　　番地外　　　　　筆（総面積）　　　　㎡の農地転用に関し、農地法第　　　条の　　許可申請届　出　をするについては、下記事項を遵守することを確約いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

転用組合員　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡方法　　　　　　　　　　　　）

転用関係者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡方法　　　　　　　　　　　　）

浜名湖北部用水土地改良区

理事長

記

１　転用農地の地区内に現存する農業用施設のうち廃止するものにあっては、従来の効用を害しない範囲内において、転用者が付替工事をこの土地改良区の指示する期間内に施行する。

転用後もそのまま継続使用するものにあっては、この土地改良区が管理する。

２　転用者が土地改良区の維持管理する農業用施設に注水する場合には、土地改良区の許可を受けなければならない。この場合必要な経費を負担する。

３　土地改良法第42条の規定による決済は、転用組合員又は転用関係者が下記のとおり履行する。

１　決済者

２　決済額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 未払金 | 決済金 | 補助金返還 | 計 | 備　考 |
| 県営畑総事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | 本区へ納付 |
| 県営畑総事業 |  |  |  |  | 工区へ納付 |
| 国営かんぱい事業 |  |  |  |  | 本区へ納付 |

４　貴土地改良区が関係するこの土地改良事業に対しては、当該事業に支障を与えないよう全面的に協力すること。

５　水洗し尿浄化槽を設置する場合は、浜松市の許可又は委託を受けた業者と管理契約をすること。

６　特約事項

７　この確約に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議を申し立てないこと。